

# 過去に日本学生支援機構貸与奨学金を受けていた方へ 「在学猶予願」の提出について

**在学猶予を申請しない場合、貸与終了後 7 か月目に返還が始まります**

**対象者** 下記の全てに該当し、在学中の返還猶予を希望される方。

- 日本学生支援機構奨学金を貸与終了済の方(辞退含む)
- 進学・留年等により 2023 年度に（引き続き）本学に在学する方

※ 標準修業年限を超えて在学する方は、毎年提出が必要です。

※ 2020 年 4 月以降に適用可能な在学猶予期間は通算 10 年間までとなりました。

**手続き** スカラネット・パーソナル(スカラ PS)から「在学猶予願」を提出

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



スカラ PS

**学校番号：104013-01**[法科大学院以外] **104013-60**[法科大学院]

**入力項目：**

	在学(猶予)年数・月数	願出事由
新たに大学院に 進学した方	在籍する課程の標準修業年限を入力 (例：修士課程進学者は 2 年 ※)	「進学」を選択
	※ IPP 社会人 1 年コースの方等は「1 年」になります。 ※ 予約採用の場合、「進学届」提出時に以前貸与を受けた奨学生番号を入力すれば、「在学猶予願」を提出しなくても標準修業年限まで返還期限が猶予されます。	
標準修業年限を超えて在学している方	「1 年 0 か月」と入力 事情にかかわらず 1 年ごとに提出	休学・留学等の事情にかかわらず 「留年」を選択
貸与辞退した方	貸与終了時から標準修業年限までの年月数を入力(例：学部 2 年終了時で辞退した場合、「2 年 0 か月」)	標準修業年限内であれば 「辞退」を選択

**提出時期**

貸与終了(予定)時期	提出時期
2023 年 3 月以前	即時（既に返還が始まってしまった場合/延滞状態となっている場合は日本学生支援機構(0570-666-301)に至急相談してください。）
2023 年 4 月 ~2024 年 2 月	貸与終了の翌月以降に手続きを行ってください。 詳細は貸与終了時にご案内しています。
2024 年 3 月	2024 年 4 月(以降) ※貸与終了までは手続きできません。

**問合せ先**

一橋大学学生支援課奨学事業係（国立西キャンパス本館 1 階）※窓口は月～金（祝日を除く）8:30～17:15

TEL : 042-580-8139 E-mail : [scholarship@ad.hit-u.ac.jp](mailto:scholarship@ad.hit-u.ac.jp)

(2023.4)